



旅行業務取扱管理者の5年毎の 研修受講が義務付けられました



旅行業法の改正により、平成30年1月4日から、旅行業者等※₁の営業所で選任されている旅行業務取扱管理者※₂は、5年毎の定期的な研修（旅行業務取扱管理者定期研修）の受講が義務付けとなりました。



**研修を受講していないと、旅行業の登録更新ができません。
確実に受講して下さい。**

※平成31年度までは下記の猶予措置があります。

■ 研修の目的

旅行業務取扱管理者が制度改正等、旅行業法並びに関係法令、旅程管理等に関する最新の知識を身につけ、能力の向上を図ることを目的としています。



■ 研修機関

実施主体：（一社）日本旅行業協会及び（一社）全国旅行業協会

研修日程・費用：両旅行業協会が研修の具体的なご案内をします。

詳細については、以下のHP等においてご確認ください。

（一社）日本旅行業協会 <http://www.jata-net.or.jp/seminar/training/>

（一社）全国旅行業協会 <http://www.anta.or.jp/exam/>

■ 受講時期

旅行業の登録更新の2か月前に当たる日までに研修を受講し、修了証の写しを提出する必要があります。

- ・登録行政庁（観光庁長官又は都道府県知事）は、旅行業の登録更新の際に研修受講の有無をチェックします。
- ・研修は随時受講することができますが、受講希望者が一時期に集中することを避けるため、旅行業登録の有効期間が満了となる時期により、受講の優先順位が考慮される場合があります。

■ 猶予措置

平成32年3月までに旅行業の登録の有効期間の満了日の2か月前に当たる日が到来する旅行業者等

- 当該日までに研修を受講することができない場合、更新登録申請書に添付する研修修了証の写しについては、代表者名で、平成32年3月末までに研修を受講させる旨の誓約書を提出することで代替することができます。

※1：旅行業者代理業者を含みます。所属旅行業者の旅行業登録の更新の時期に合わせて受講することになります。

※2：旅行業者等の営業所において旅行業務取扱管理者として選任されている、あるいは旅行業務取扱管理者として選任見込みの方に限ります。

※3：直近5年以内に旅行業務取扱管理者試験に合格した者を除きます。

■ 問い合わせ先

【研修の実施に関すること】

- （一社）日本旅行業協会 研修・試験部
TEL：03-3592-1277
- （一社）全国旅行業協会 研修係
TEL：03-6277-6805

【その他制度に関すること】

- 観光庁観光産業課
TEL：03-5253-8111
(内線 27322,27328,27341)
- 各都道府県庁旅行業担当



一般社団法人

日本旅行業協会



一般社団法人

全国旅行業協会



国土交通省

観光庁

旅行業務取扱管理者定期研修を受講すべき時期の目安

定期研修の受講には「優先受講期間」があります

研修の受講希望者が一時期に集中することを避けるため、**直近1年以内**に旅行業の登録の更新が到来する旅行者において選任されている旅行業務取扱管理者及び旅行業務取扱管理者として選任見込みの方の研修受講が優先的に扱われることがあります。

